



国総海第20号  
平成24年7月6日

社団法人  
日本船舶品質管理協会専務理事 殿

国土交通省総合政策局  
海洋政策課長



北米海域における燃料油の硫黄分濃度の基準の強化について（通知）

国際海事機関により行われる第62回海洋環境保護委員会において、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書VIの改正により、燃料油中の硫黄分濃度について特別な基準を設ける海域として、「北米海域」が追加され、平成24年8月1日より規制が開始されることとなっております。

これに伴い、別添のとおり海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正しておりますので、運用に当たり遺漏なきようお願いいたします。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課

田中 嘉郎

TEL : 03-5253-8267（直通）



# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部 を改正する政令案について

平成24年7月  
国土交通省  
総合政策局海洋政策課

## 1. 背景

平成22年3月に行われた国際海事機関の第60回海洋環境保護委員会において、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）改正案が採択され、使用燃料油中の硫黄分の濃度の基準が厳しい海域として北米海域が追加された。

今般、当該改正に係る規制開始日（平成24年8月1日）を迎えることから、国内においても対応するための改正を行う必要がある。

## 2. 改正の概要

船舶で使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準がより厳しい海域として、バルティック海海域及び北海海域に加え、新たに北米海域を規定する。（第11条の10関係）

## 3. スケジュール（予定）

公 布：平成24年6月29日（金）

施行期日：平成24年8月1日（水）